

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 5 月 31 日（金）第2910号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 鹿児島県核燃料税条例施行規則（※）（税務課取扱い） 1
 奄美大島海区漁業調整委員会指示
 ○ソデイカ漁業に関する指示（奄美大島海区漁業調整委員会取扱い） 10

規 則

鹿児島県核燃料税条例施行規則をここに公布する。

平成25年 5 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第46号

鹿児島県核燃料税条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、鹿児島県核燃料税条例（平成25年鹿児島県条例第50号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（書類の様式）

第3条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表の右欄に掲げるところによる。

区 分	書 式 名（様 式）
条例第9条各項の申告書及び条例第10条第2項の修正申告書	核燃料税 申 告 書（別記第1号様式） 修正申告
条例第11条の通知書	核燃料税 更正・決定 通知書（別記第2号様式） 加算金決定

（申告納付期限の延長の申請等）

第4条 価額割の納税義務者は、条例第9条第1項の規定による指定を受けようとするときは、当該核燃料を発電用原子炉に挿入した日から起算して2月を経過する日の属する月の末日の15日前までに、核燃料税申告納付期限延長申請書（別記第3号様式）を納税地を所轄する地域振興局等（地域振興局及び支庁をいう。以下同じ。）の長に提出しなければならない。

2 地域振興局等の長は、条例第9条第1項の規定による指定をしたときは、核燃料税申告納付期限延長指定通知書（別記第4号様式）により、当該納税義務者に通知しなければならない。

（核燃料税の賦課徴収に係る書類）

第5条 前2条に定めるものを除くほか、核燃料税の賦課徴収に係る書類の様式は、鹿児島県税条例施行規則（昭和38年鹿児島県規則第32号）の定めるところによる。

附 則

- この規則は、平成25年6月1日から施行する。
- 旧鹿児島県核燃料税条例施行規則（平成20年鹿児島県規則第54号）の規定は、この規則の施行の日以後も、旧鹿児島県核燃料税条例（平成20年鹿児島県条例第38号）附則第3条第2項の規定により同条例の規定が効力を有する限りにおいて、なおその効力を有する。

別記

第 1 号様式 (第 3 条関係)

(その 1) 価額割用

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 5px;">受付印</div> <div style="text-align: center;">核燃料税 申告書 修正申告</div> </div>				
鹿児島県	年 月 日	※ 処理 事項	発 信 年 月 日	精 査 検 算
	長 殿		通 信 日 付 印	
原子炉設置者の所在地				
原子炉設置者の名称及び代表者の氏名		印		
この申告の担当課名及び担当者の氏名		課 名	氏 名	電 話 番 号
区 分	課 税 標 準 額 ①	税 率 ②	税 額 ①×②	
申告 (修正申告) 額 ③	千円	$\frac{12}{100}$	円	
修正申告である場合にあっては、既に納付の確定した額 ④		$\frac{12}{100}$		
納 付 す べ き 額 ③-④	/	/		
納 付 年 月 日	年 月 日			
備考				

注 1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 課税標準額の欄は、1,000円未満の端数は切り捨てて、1,000円単位で記入してください。

3 この申告書には、付表の「課税標準に関する明細書」を添付してください。

付表

課 税 標 準 に 関 す る 明 細 書					
原子炉名					
核燃料の挿入年月日 年 月 日 (条例第4条第2項第 号該当)					
課 税 対 象 核 燃 料 (新 規 挿 入 分)				課税対象 とならな い核燃料	核燃料の 合計体数 ①+④
核燃料の体数 (単価別区分) ①	核燃料の単価 ②	核燃料の重量 合計 ③	取 得 価 額 (課税標準額) ①×②	再挿入分 の体数 ④	
体	円/体	gu	円	体	体
合 計					

注1 この明細書は、原子炉ごとに記載してください。

2 「新規挿入分」とは、初めて原子炉に挿入された核燃料で、今回課税対象となるものをいいます。

3 「再挿入分」とは、新規挿入分として課税された核燃料で再び原子炉に挿入されたもの及び条例の施行の日前に原子炉に挿入された核燃料で条例の施行の日以後に原子炉に挿入されたものをいいます。

(その2) 出力割用

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 5px; text-align: center;">受付印</div> <div style="text-align: center;">核燃料税 申告書 修正申告</div> </div>					
鹿児島県	年 月 日	※ 処理 事項	発 信 年 月 日		精 査 検 算
	長 殿		通 信 日 付 印	確 認 印	
原子炉設置者の所在地					
原子炉設置者の名称及び代表者の氏名	印				
この申告の担当課名及び担当者の氏名	課 名	氏 名			電 話 番 号
課 税 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで				
区 分	熱出力 ①	課税期間 の月数 ②	課 税 標 準 ③ (①×②/3月)	税 率 ④	税 額 ③×④
申告(修正申告)額 ⑤	kW	月	kW	円 22,600	円
修正申告である場合に あつては、既に納付の 確定した額 ⑥				22,600	
納 付 す べ き 額 ⑤-⑥	/	/	/	/	
納 付 年 月 日	年 月 日				
備考					

- 注1 ※印の欄は記入しないでください。
- 2 課税期間が同一の原子炉が複数ある場合には、それらの熱出力を合算した値を熱出力の欄に記載し、その値を基に課税標準及び税額を算出してください。
- 3 熱出力の欄及び課税標準の欄は、1,000キロワット未満の端数は切り捨てて、1,000キロワット単位で記入してください。
- 4 この申告書には、付表の「熱出力及び課税期間に関する明細書」を添付してください。

付表

熱出力及び課税期間に関する明細書			
原子炉名	熱出力	修正熱出力	運転終了年月日
	千kW	千kW	年 月 日
			年 月 日
合 計			

注1 熱出力の欄は、条例第6条第3項に規定する熱出力を記載してください。

2 修正申告である場合であって、熱出力を修正するときは、熱出力の欄に修正前の熱出力を、修正熱出力の欄に修正後の熱出力をそれぞれ記載してください。

3 原子炉ごとの熱出力が確認できる書類を添付してください。

第2号様式（第3条関係）
 （その1）価額割用
 （表面）

核燃料税 更正・決定 通知書
 加算金決定

年 月 日挿入の核燃料に係る核燃料税について、次のとおり
 したので通知します。

なお、不足額のうち未納額は、下記の納付書により指定納期限（
 年 月 日）までに必ず納付してください。

年 月 日
 鹿児島県 長 回

納 税 者	氏 名 名 称			
	住 所 所 在 地			
整 理 番 号		期 別	年 月 分	
原子炉設置場所				
税 率	12/100			
	課 税 標 準	税 額		
前 回 まで	円	円		
今 回	円	円		
差 引	円	円		
差 引 税 額	円			
延 滞 金	円			
	円			
	円			
合 計	円			
納 付 番 号				
指 定 納 期 限	年 月 日	申告書提出年月日	年 月 日	

注 延滞金は、指定納期限までの額を算出してあります。
 なお、指定納期限までに納付されなかった場合は、指定納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、地方税法（昭和25年法律第226号）に定める延滞金が加算されて徴収されます。

裏面をお読みください。

（裏面）

- 1 この処分不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。
 審査請求書正副2通は、なるべく当地域振興局（支庁）を経由して提出してください。
- 2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えは、地方税法第19条の12の規定により、審査請求に対する裁決を受けた後でなければ提起することができません。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
 なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内（当該期間内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）に県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）提起しなければなりません。

(その2) 出力割用
(表面)

核燃料税 更正・決定 通知書
加算金決定

年 月 日から 年 月 日までの核燃料税について、次のとおり したので通知します。
なお、不足額のうち未納額は、下記の納付書により指定納期限（
年 月 日）までに必ず納付してください。

年 月 日
鹿児島県 長 回

納 税 者	氏 名 名 称			
	住 所 所 在 地			
整 理 番 号		期 別	年 月 分	
原子炉設置場所				
税 率	22,600円/千kW			
	課 税 標 準	税 額		
前 回 まで	円	円		
今 回	円	円		
差 引	円	円		
差 引 税 額	円			
延 滞 金	円			
	円			
	円			
合 計	円			
納 付 番 号				
指 定 納 期 限	年 月 日	申告書提出年月日	年 月 日	


注 延滞金は、指定納期限までの額を算出してあります。
なお、指定納期限までに納付されなかった場合は、指定納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、地方税法（昭和25年法律第226号）に定める延滞金が加算されて徴収されます。

裏面をお読みください。

(裏面)

- 1 この処分不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。
審査請求書正副2通は、なるべく当地域振興局（支庁）を経由して提出してください。
- 2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えは、地方税法第19条の12の規定により、審査請求に対する裁決を受けた後でなければ提起することができません。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
 なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内（当該期間内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）に県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）提起しなければなりません。

第 3 号様式 (第 4 条関係)

		核燃料税申告納付期限延長申請書	
鹿児島県	年 月 日	※ 処理 事項	発 信 年 月 日
	長 殿		通 信 日 付 印
			確 認 印
原子炉設置者の所在地			
原子炉設置者の名称及び代表者の氏名	印		
この申請の担当課名及び担当者の氏名	課 名	氏 名	電 話 番 号
下記のとおり核燃料税の申告納付期限の延長を申請します。 記			
原 子 炉 名			
核 燃 料 の 挿 入 年 月 日	年 月 日		
本 来 の 申 告 納 付 期 限	年 月 日		
指 定 を 受 け よ う と す る 申 告 納 付 期 限	年 月 日		
本来の申告納付期限までに取得原価が確定しない理由及び指定を受けようとする申告納付期限まで延長を必要とする理由			

注 ※印の欄は、記入しないでください。

第 4 号様式 (第 4 条関係)

核 燃 料 税 申 告 納 付 期 限 延 長 指 定 通 知 書	
所 在 地 名 称 代表者氏名	第 年 月 日 号 日
様 鹿児島県 長 印	
年 月 日付けで申請のあった核燃料税の申告納付期限の延長について、 下記のとおり指定したので通知します。	
記	
原 子 炉 名	
核 燃 料 の 挿 入 年 月 日	年 月 日
本 来 の 申 告 納 付 期 限	年 月 日
指 定 し た 申 告 納 付 期 限	年 月 日
備考	

奄美大島海区漁業調整委員会指示**奄美大島海区漁業調整委員会指示第25－1号**

奄美大島海区におけるソデイカの採捕を目的とする漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

平成25年 5 月 31 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

1 定義

- (1) この指示において、ソデイカはえ縄漁業とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを幹縄で多数連結して、うきによって海面から吊るし、ソデイカを採捕する漁業をいう。
- (2) この指示においてソデイカ旗流し漁業とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを旗及び旗竿の標識をつけたうきによって海面から吊るしたものを1単位として流し、ソデイカを採捕する漁業をいう。

2 操業の承認

奄美大島海区において、ソデイカはえ縄漁業を操業しようとする者は、別に定める「ソデイカ漁業の承認取扱要領」により、使用する漁船ごとに奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3 承認の対象者

承認の対象となる者は、原則として鹿児島県に住所を有する者であって、委員会が特に認めた者とする。

4 操業を承認しない場合

委員会は次のいずれかに該当する場合は、操業の承認をしない。

- (1) 操業の承認を受けた者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合
- (2) 漁業に関する法令又はこの指示を遵守する精神を著しく欠く者であると認められる場合
- (3) 同一の漁業者が2隻以上申請した場合

5 操業期間の制限

ソデイカはえ縄漁業及びソデイカ旗流し漁業は、毎年7月1日から10月31日までは操業してはならない。

6 漁具の制限

ソデイカはえ縄漁業及びソデイカ旗流し漁業で使用する漁具を次のように制限する。

- (1) ソデイカはえ縄漁業で使用する擬餌針等の数は、1隻当たり350針以内とする。
- (2) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は、操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき30本以内とし、使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。
- (3) 最大高潮時海岸線から50海里を超える海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は、操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき50本以内とし、使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。

7 操業区域の制限

ソデイカはえ縄漁業は、最大高潮時海岸線から50海里以内で操業してはならない。

8 承認証の漁船への備付け義務

ソデイカはえ縄漁業の操業に際しては、委員会から交付された承認証を当該承認に係る漁船内に備え付けなければならない。

9 漁獲実績の報告

ソデイカ旗流し漁業を行う者が所属する漁業協同組合長及びソデイカはえ縄漁業の承認を受けた者は、委員会に漁獲実績を報告しなければならない。

10 遵守事項

ソデイカはえ縄漁業及びソデイカ旗流し漁業を行う者は、この指示に定めるもののほか、委員会が漁業調整上必要な事項を指摘したときは、これを遵守しなければならない。

11 承認の取消し

委員会は、漁業調整上必要があると認めるとき、又はこの指示に違反して操業したと認めるときは、承認を取り消すことがある。

12 取扱事項

この指示に定めるもののほか、操業の承認等に係る取扱いについては、別に定める「ソデイカ漁業の承認取扱要領」及び「ソデイカはえ縄漁業の承認等に関する取扱方針」によるものとする。

13 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成25年 7 月 1 日から平成26年 6 月30日までとする。